田尻町職員災害時業務マニュアル

令 和　5 年　5 月

田　尻　町

目　　次

～はじめに～　　・職員としての心構え
・災害発生時（勤務時間外）における登庁までのフロー

第１　災害発生時の配備区分・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２　災害時業務分担・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第３　災害時業務対応詳細計画及び通常業務復旧対応詳細計画・・・25
（時系列）

第４　田尻町職員　人命救助班編成・・・・・・・・・・・・・・・57

～はじめに～

◎町職員としての心構え

地震や風水害などの大規模災害が発生したとき、町では災害対策本部を設置して対応に当たることになります。しかし、災害発生時においては、わずかな時間の中でも、刻一刻と状況が変化します。

特に突発的な大規模災害の場合、初動期における行動が極めて重要であり、対策に当たる一人ひとりの責任ある行動が二次災害の発災を最小限に抑え、かけがえのない住民の生命と財産を守ることとなります。

この度田尻町では、全ての職員が発災（災害発生）時に機能的に行動するため、職員個々人がとるべき行動を具体的に定めた「災害時業務マニュアル」を策定しました。

言うまでもなく、災害発生の初動期においては、誰もが大きな混乱状態に置かれることが予想され、それは我々町職員も同様であると思われます。しかしながら、多くの住民が役場を頼みの綱として、様々なニーズを求めることもまた事実であります。

その全てをマニュアルに記載することは不可能ですが、本策定を機に、町職員の置かれた立場が町民の生命財産を守るため、極めて重要であることを認識し、本マニュアルの内容をよく理解することにより、いざというとき、適切な行動がとれるよう心がけてください。

なお、本マニュアルは、毎年度見直しを行うことにより、より具体的かつ精度の高いマニュアルにしていきたいと考えていますので、職員各位の協力も合わせてお願いします。

◎災害発生時（勤務時間外）における登庁までのフロー

（普段から非常食の備蓄等、災害発生への備えを！）

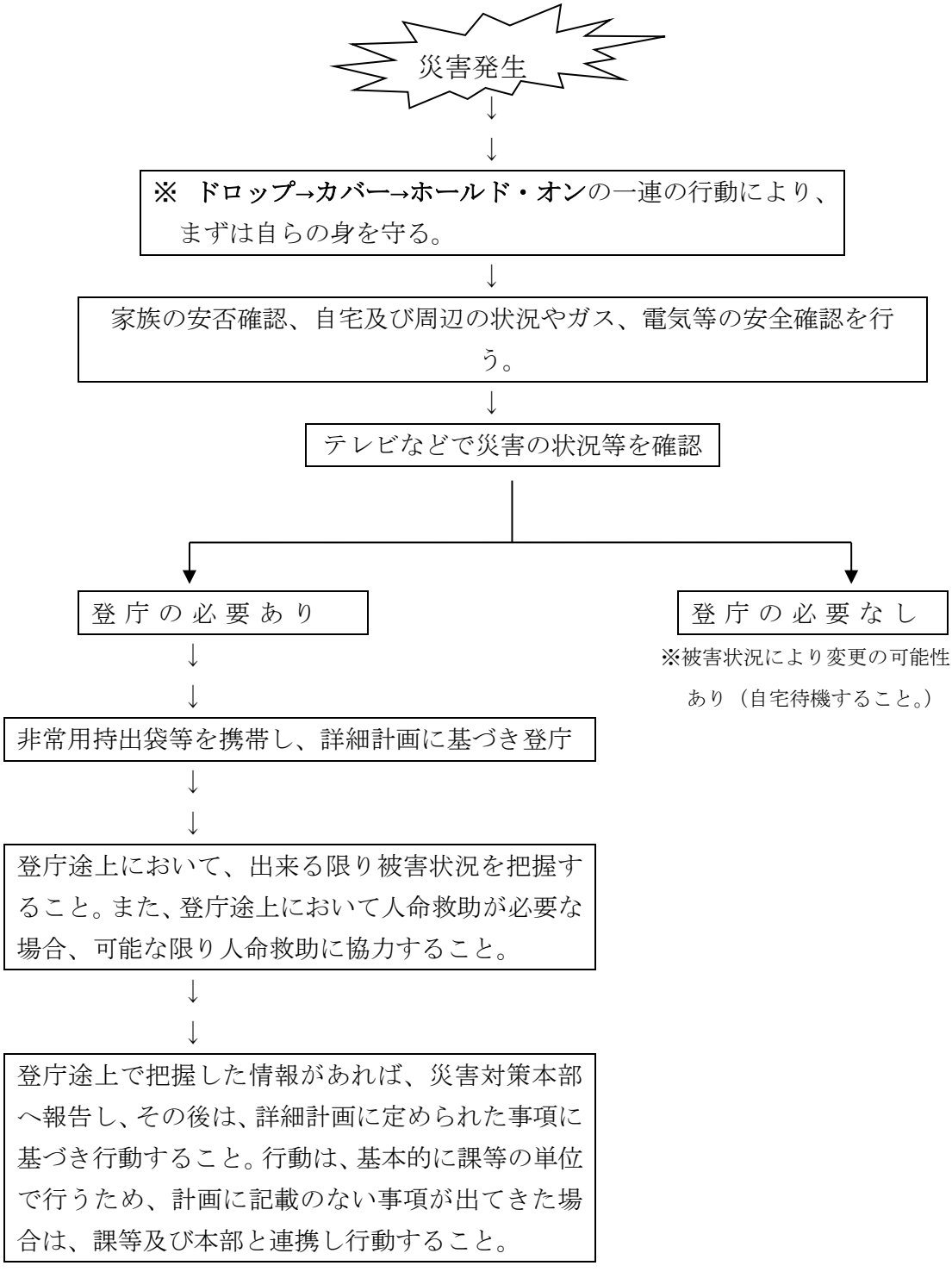

※ドロップ→カバー→ホールド・オンとは…

ドロップ（姿勢を低く）→カバー（体・頭を守って）→ホールド・オン（揺れが収まるまでじっとして）という身を守る一連の動作のこと。また、この一連の動作を各自が徹底するための訓練のことを「シェイクアウト訓練」という。

第１　災害発生時の配備区分

災害発生時の動員体制について

◎配備体制については、職員の指揮命令系統の簡素化を図る観点から、地震・風水害時とも同一の基準とする。

	配備体制（レベル５）		配備体制（レベル４）	配備体制（レベル３）	配備体制（レベル２）	配備体制（レベル１）
配備基準	①震度５弱以上の地震が発生したとき（隣接市含む。） ②特別警報（大津波警報含む。）が発表されたとき ③大規模災害が発生又は被害が甚大と予想されるとき		①小規模な災害が発生又は小規模な災害発生のおそれがあり対応が必要なとき ②津波警報が発表されたとき ③排水機場運転時に人員が必要なとき ④高潮警報が発表され避難勧告等が必要なとき	①台風に伴う大雨（浸水害）、暴風、洪水、高潮の各警報又は津波注意報発表時 ②震度４の地震が発生したとき（隣接地含む。） ③浸水害、洪水等警戒が必要なとき ④土砂災害警戒情報発表時 ⑤自主避難スペースを開設するとき	①台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ②台風等の大雨、暴風等や土砂災害警戒情報から警戒のピークが過ぎたとき	①大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時
配備	１１７名 （全職員対象）		５６名	３３名	１７名	４名
人員	総務部長	１名	１名	１名	＊総務部から４名	＊部長、安全安心まちづくり推進局から２名
	安全安心まちづくり推進局	６名	６名	４名		
	秘書課	４名	２名	１名		－
	企画人権課	５名	２名	１名		－
	総務課	６名	２名	１名		－
	民生部長	１名	１名	１名	＊民生部から３名	－
	子育て・地域福祉課	６名	４名	２名		－
	高齢障害支援課	７名	２名	１名		－
	健康課	８名	２名	１名		－
	住民部長	１名	１名	１名	＊住民部から２名	－
	住民課	８名	１名	１名		－
	税務課	５名	２名	１名		－
	生活環境課・清掃	５名	３名	１名		－
	事業部長・理事	２名	２名	２名	＊事業部から４名	－
	都市みどり課	７名	７名	２名		－
	産業振興課	４名	４名	２名		＊事業部長、土木下水道課から２名
	土木下水道課	６名	６名	２名		
	会計課	２名	１名	１名	＊会計部局・議会事務局から１名	
	議会事務局長	１名	１名	１名		－
	議会事務局	１名	—	—		－
	教育部長	１名	１名	１名	＊教育委員会から２名	－
	教育管理課	５名	１名	１名		－
	一貫教育推進課	５名	１名	１名		
	文化Ｃ建設 PT	１名	１名	１名		
	生涯学習課	４名	１名	１名	１名	－
	こども園	15 名	１名	１名	１名	－

※ 配備基準に係る気象庁からの情報は「田尻町」に対し発表されたもの（「大阪府」や「泉州地域」に発表されたものではない。）

※ 各警報等が発表中であっても、警戒のピークを過ぎ、町内パトロール等により異常がないと認められる場合には、状況に応じて体制を縮小することがある。

第２　災 害 時 業 務 分 担

○災害時業務分担表

課名：安全安心まちづくり推進局

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	２名	・配備指令の伝達に関すること ・気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること ・大阪府等への報告・連絡調整に関すること
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	２名*	・配備指令の伝達に関すること ・気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること ・自主防災組織との連絡調整に関すること ・泉州南消防組合、田尻町消防団との連絡調整に関すること ・大阪府等への報告・連絡調整に関すること ・泉佐野警察署との連絡調整に関すること ・連絡通信網の確保（防災行政無線の運用を含む。）に関すること
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	４名	・災害警戒本部会議に関すること ・配備指令、本部命令の伝達に関すること ・気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること ・被害状況のとりまとめに関すること ・自主防災組織との連絡調整に関すること ・泉州南消防組合、田尻町消防団との連絡調整に関すること ・大阪府等への報告・連絡調整に関すること ・泉佐野警察署との連絡調整に関すること
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	６名	・災害対策本部会議に関すること ・配備指令、本部命令の伝達に関すること ・気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること ・被害状況のとりまとめに関すること ・自主防災組織との連絡調整に関すること ・泉州南消防組合、田尻町消防団との連絡調整に関すること ・大阪府等への報告・連絡調整に関すること ・泉佐野警察署との連絡調整に関すること ・ライフライン事業者との連絡調整に関することに関すること ・連絡通信網の確保（防災行政無線の運用を含む。）に関すること ・大阪府・自衛隊等への派遣要請及び応援等に関すること ・避難所の開設、収容の指示及び情報収集に関すること ・災害用物資・資機材の備蓄・調達に関すること ・所管業務における応援協定締結業者との連絡調整に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	６名	・災害対策本部会議に関すること ・配備指令、本部命令の伝達に関すること ・気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること ・被害状況のとりまとめに関すること ・自主防災組織との連絡調整に関すること ・泉州南消防組合、田尻町消防団との連絡調整に関すること ・大阪府等への報告・連絡調整に関すること ・泉佐野警察署との連絡調整に関すること ・ライフライン事業者との連絡調整に関すること ・連絡通信網の確保（防災行政無線の運用を含む。）に関すること ・どの部署の業務にも属さない業務の担当部署の判断に関すること ・災害救助法に関すること ・大阪府・自衛隊等への派遣要請及び応援等に関すること ・避難所の開設、収容の指示及び情報収集に関すること ・災害用物資・資機材の備蓄・調達に関すること ・大阪府及び国への緊急要望に関すること ・所管業務における応援協定締結業者との連絡調整に関すること

＊レベル２時の配備人数は、総務部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

＊人数には、会計年度任用職員２名を含みます。

○災害時業務分担表

課名：秘書課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名*	・災害時の職員の現状把握、動員及び調整に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・災害時の職員の現状把握、動員及び調整に関すること ・職員の給与等に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・災害時の職員の現状把握、動員及び調整に関すること ・職員の給与等に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	２名	・災害時における職員の服務に関すること ・災害時の職員の現状把握、動員及び調整に関すること ・他市町村等への派遣要請・応援等に関すること ・職員の給与・休職に関すること ・災害対策を実施するための必要な労働者等の確保に関すること ・町長等の被害地視察・慰問に関すること
	【その他人員派遣】	２名	①人命救助班（１名） ②産業振興課の業務補助（１名）

＊レベル２時の配備人数は、総務部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：企画人権課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・広報活動に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・広報活動に関すること ・報道関係機関との連絡調整に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・広報活動に関すること ・報道関係機関との連絡調整に関すること ・災害支援応急状況のとりまとめに関すること ・災害に関する住民相談に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	３名	・広報活動に関すること ・報道関係機関との連絡調整に関すること ・災害支援応急状況のとりまとめに関すること ・所管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること ・災害に関する住民相談に関すること
	【その他人員派遣】	２名	①人命救助班（１名） ②産業振興課の業務補助（１名）

＊レベル２時の配備人数は、総務部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：総務課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・車両の確保、配車、管理等に関すること（町所有車両に関すること） ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・車両の確保、配車、管理等に関すること（町所有車両に関すること） ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・総務部業務の補助
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・車両の確保、配車、管理等に関すること（町所有車両に関すること） ・緊急輸送車両に関すること（町所有車両以外） ・災害対策・復旧の予算に関すること ・災害救助費の請求と精算事務に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	３名	・車両の確保、配車、管理等に関すること（町所有車両に関すること） ・緊急輸送車両に関すること（町所有車両以外） ・災害対策・復旧の予算に関すること ・災害救助費の請求と精算事務に関すること ・所管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること
	【その他人員派遣】	３名	①避難所応援（１名） ・小学校における避難所の開設・運営サポート ・被災者及びスタッフに対する炊き出しサポート ②人命救助班（２名）

＊レベル２時の配備人数は、総務部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：子育て・地域福祉課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時 ※自主避難スペースを開設するとき	２名※	・所管施設に係る自主避難スペースの開設・運営に関すること
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名*	・所管施設に係る自主避難スペースの開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	２名	・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	４名	・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	６名	・町社会福祉協議会との連絡調整(社協への職員派遣有り)に関すること ・大阪府(岸和田こども家庭センター等)との連絡調整に関すること ・ボランティアの受け入れ・活動の調整に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等に関すること ・被災により生活が困窮する者への支援等に関すること ・被災世帯に対する生活保護・生活福祉資金の貸与に関すること ・管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること

＊レベル２時の配備人数は、民生部で３名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：高齢障害支援課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・民生部業務の補助（自主避難スペースの運営補助、施設の警戒）
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・民生部業務の補助（避難所運営補助、施設の警戒）
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・民生部業務の補助（避難所運営補助、施設の警戒）
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	７名	・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・民生部業務の補助（避難所運営補助、施設の警戒）
	【その他人員派遣】	２名	①人命補助班（１名） ②人命救助班（１名）

＊レベル２時の配備人数は、民生部で３名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：健康課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・民生部業務の補助（自主避難スペースの運営補助、施設の警戒）
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・民生部業務の補助（自主避難スペースの運営補助、施設の警戒）
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・保健所、医師会及び医療機関等との連絡調整に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	６名	・保健所、医師会及び医療機関等との連絡調整に関すること ・医療機関の被害状況調査に関すること ・医薬品等の調達に関すること ・災害時における医療体制・応急医療に関すること ・食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関すること
	【その他人員派遣】	２名	①救護所の設置及び傷病者の応急治療、救護（１名） ②被災者及びスタッフに対する炊き出しサポート（１名）

＊レベル２時の配備人数は、民生部で３名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：住民課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル1）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	—	—
配備体制（レベル2）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	1名*	・住民部業務の補助
配備体制（レベル3）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	1名	・住民部業務の補助
配備体制（レベル4）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	1名	・住民基本台帳、戸籍データ等の被害調査・復旧に関すること ・住民部業務の補助
配備体制（レベル5）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	3名	・住民基本台帳、戸籍データ等の被害調査・復旧に関すること ・罹災証明の受付・発行に関すること ・災害時の火葬許可証の発行に関すること
	【その他人員派遣】	5名	①備蓄食糧物資の管理 ②災害対策物資及び救援物資の受付・配分 ③避難所及び住民に対する食糧及び物資の配布（3名） ④人命救助班（1名） ⑤土木下水道課の業務補助（1名）

＊レベル２時の配備人数は、住民部で２名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：税務課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名*	・住民部業務の補助
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・住民部業務の補助
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名	・土地、家屋、償却資産等の被害調査・罹災証明の発行に関すること ・町税の減免等の措置に関すること ・住民部業務の補助
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	１名	・土地、家屋、償却資産等の被害調査・罹災証明の発行に関すること ・町税の減免等の措置に関すること
	【その他人員派遣】	４名	①人命救助班（２名） ②都市みどり課の業務補助（２名）

＊レベル２時の配備人数は、住民部で２名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：生活環境課・清掃

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル1）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル2）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	1名*	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・清掃施設組合との連絡調整 ・住民部業務の補助
配備体制（レベル3）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	1名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・清掃施設組合との連絡調整 ・住民部業務の補助
配備体制（レベル4）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	3名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・清掃施設組合との連絡調整 ・防疫活動に関すること ・住民部業務の補助
配備体制（レベル5）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	3名	・災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること ・防疫活動に関すること ・遺体の収容、安置、埋葬に関すること ・災害廃棄物の処理に関すること ・清掃施設組合との連絡調整 ・し尿・ごみ処理に関すること ・仮設トイレの設置・管理に関すること ・災害時の動物救護・愛護に関すること ・所管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること
	【その他人員派遣】	2名	①人命救助班（2名）

＊レベル２時の配備人数は、住民部で２名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：都市みどり課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・町営住宅の被害調査・応急対策 ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	２名	・町営住宅の被害調査・応急対策 ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	６名	・町営住宅の被害調査・応急対策 ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	７名	・建築物等の応急危険度判定に関すること ・応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）に関すること ・町営住宅の被害調査・応急対策 ・災害復興計画に関すること（都市計画に関すること）
	【他部署からの応援】	２名	①住民部税務課（２名） ・他の部署においても対応業務が多数あるため、発災当初の応援人数は、２名となる。

＊レベル２時の配備人数は、事業部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：産業振興課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名*	・農水産・商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること ・大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	２名	・農水産・商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること ・大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	４名	・農水産・商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること ・大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること ・事業部業務の補助（町内危険箇所及び災害予想地域の点検）
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	４名	・農水産・商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること ・大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること ・農水産・商工業者の災害関連補助・融資制度に関すること
	【他部署からの応援】	２名	①総務部秘書課（１名） ②総務部企画人権課（１名） ・他の部署においても対応業務が多数あるため、発災当初の応援人数は、２名となる。

＊レベル２時の配備人数は、事業部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：土木下水道課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時		・水門等の被害調査・開閉に関すること ・土砂災害の防止・応急対策に関すること
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名*	・水門等の被害調査・開閉に関すること ・土砂災害の防止・応急対策に関すること ・町内危険箇所並びに災害予想地域の警報・応急対策に関すること
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	２名	・道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること（障害物の除去を含む。） ・大阪府（岸和田土木事務所等）との連絡調整に関すること ・道路情報の収集・交通規制に関すること ・水防活動・指揮に関すること ・水門等の被害調査・開閉に関すること ・河川・水路の水害防止に関すること ・土砂災害の防止・応急対策に関すること ・町内危険箇所及び災害予想地域の警報・応急対策に関すること ・大阪府広域水道企業団との連絡調整に関すること ・下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	６名	・道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること（障害物の除去を含む。） ・大阪府（岸和田土木事務所等）との連絡調整に関すること ・道路情報の収集・交通規制に関すること ・水防活動・指揮に関すること ・水門等の被害調査・開閉に関すること ・河川・水路の水害防止に関すること ・土砂災害の防止・応急対策に関すること ・町内危険箇所並びに災害予想地域の警報・応急対策に関すること ・大阪府広域水道企業団との連絡調整に関すること ・下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	６名	・応急復旧資機材の調達等に関すること ・土木建築業者への協力依頼 ・道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること（障害物の除去を含む。） ・大阪府（岸和田土木事務所等）との連絡調整に関すること ・道路情報の収集・交通規制に関すること ・水防活動・指揮に関すること ・水門等の被害調査・開閉に関すること ・河川・水路の水害防止に関すること ・土砂災害の防止・応急対策に関すること ・町内危険箇所及び災害予想地域の警報・応急対策に関すること ・大阪府広域水道企業団との連絡調整に関すること ・下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策
	【他部署からの応援】	２名	①民生部こども課（１名） ②総務部企画人権課（１名） ・他の部署においても対応業務が多数あるため、発災当初の応援人数は、２名となる。

＊レベル２時の配備人数は、事業部で４名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：会計課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・住民部業務の補助
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・住民部業務の補助
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	１名	・義援金・見舞金の受付、保管並びに受払記録に関すること ・住民部業務の補助
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	２名	・災害関係費の支出・審査に関すること ・義援金・見舞金の受付、保管並びに受払記録に関すること
	【その他人員派遣】	１名	①人命救助班（１名）

＊レベル２時の配備人数は、会計課・議会事務局で１名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：議会事務局

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル1）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル2）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	1名*	・町議会議員との連絡調整に関すること
配備体制（レベル3）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	1名	・町議会議員との連絡調整に関すること
配備体制（レベル4）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	1名	・町議会議員との連絡調整に関すること
配備体制（レベル5）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	1名	・町議会議員との連絡調整に関すること
	【その他人員派遣】	1名	①一時避難場所（駅上広場）における被災者への指示誘導に関すること（仮設トイレ１基設置を含む）（１名）

＊レベル２時の配備人数は、会計課・議会事務局で１名になっており、当日の参集者は関係者で調整

＊人数に、議会事務局長を含みます。

○災害時業務分担表

課名：教育管理課・一貫教育推進課・文化・教育施設建設 PT ・こども園

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル1）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル2）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	２名* エンゼル１名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・小中学校との連絡調整に関すること ・園児等の避難、誘導及び安全確保に関すること
配備体制（レベル3）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	２名 エンゼル１名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・小中学校との連絡調整に関すること
配備体制（レベル4）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	２名 エンゼル１名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること ・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・小中学校との連絡調整に関すること
配備体制（レベル5）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	12名 エンゼル15名	・児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること ・発災時の臨時休校、授業短縮等の措置及び避難計画に関すること ・所管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること
	【その他人員派遣】	７名	①避難所応援（５名） ・小学校における避難所の開設・運営サポート ・被災者及びスタッフに対する炊き出しサポート ②人命救助班（２名）

＊レベル２時の配備人数は、教育委員会（教育管理課・一貫教育推進課・文化・教育施設建設 PT）で２名になっており、当日の参集者は部内で調整

○災害時業務分担表

課名：生涯学習課

体制	動員目安	人数	内容
配備体制（レベル１）	・大雨警報（土砂災害）、高潮注意報発表時	―	―
配備体制（レベル２）	・台風に伴わない大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報発表時 ・台風等の大雨・暴風等や土砂災害警戒情報からピークが過ぎたとき	１名＊	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル３）	・台風に伴う大雨警報（浸水害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報発表時 ・浸水害、洪水等被害発生のおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報発表時 ・自主避難スペースを開設するとき	１名	・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル４）	・高潮警報が発表され警戒が必要な場合 ・排水機場運転時に人員が必要な場合 ・浸水害、洪水等被害発生又は被害発生のおそれがあり対応が必要な場合	１名	・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること
配備体制（レベル５）	・特別警報発表時又は大津波警報発表時 ・町域及び隣接地に震度５弱以上の地震が発生した場合 ・大規模被害発生又は大規模被害発生のおそれがある場合	４名	・文化財の被害調査・応急復旧に関すること ・社会教育団体との連絡調整に関すること ・所管施設等の被害状況の報告に関すること ・所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること ・所管施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること ・所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること ・遺体の収容・安置所の開設（公民館）に関すること ※葬祭場で収容しきれない場合のみ
	【その他人員派遣】		①一時避難場所（駅上広場）における被災者への指示誘導に関すること（仮設トイレ１基設置を含む）（１名）

＊レベル２時の配備人数は、生涯学習課で１名になっており、当日の参集者は課内で調整

第３　災害時業務対応詳細計画及び通常業務復旧対応詳細計画（時系列）

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：安全安心まちづくり推進局

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** 職員３名は、本庁舎２階で対応。 **①住民へ避難指示を情報発信** ・防災行政無線により駅上広場へ全町域避難指示（緊急）を放送 ・防災行政無線、大阪府防災情報システムの連絡通信網の確保。企画人権課による放送を行う。5 分間放送、10 分後再度放送 ＜勤務外＞町長、副町長との相互連絡及び参集依頼 **②災害情報の収集及び報告** ・現場、関係機関との連絡、テレビ・ラジオより災害に関する情報収集に努める。防災行政無線移動系において、町職員に分担業務を速やかに対応することと状況報告するよう指示する。 ・各課の報告内容として、①施設被害状況②施設来庁者避難誘導体制③負傷者等有無④要支援者避難状況等。ただし、各課は、指示を待つのではなく、上記を把握し速やかに報告するとともに、分担業務を速やかに対応する。 【資料１　被害状況確認様式】 ・企画人権課（災害広報担当）と情報を共有し、次の情報発信に努める。 町の体制、避難指示状況、避難所開設状況、救護所開設・医療情報状況、ライフライン復旧状況、外国人への情報提供、学校授業情報、被害状況等 ＜勤務外＞職員参集状況報告。（秘書課連携） ・情報は、ホワイトボードに記載する。 **③被害状況の総括** ・常に災害情報を収集し、被害状況を更新・関係機関と情報交換を行い、必要に応じて職員の配備指令を行う。また災害広報担当と連携し報道機関の対応を行う。 **以後、常時、災害情報を収集し、情報発信に努める。** **④災害対策本部会議開催準備** ・関係者（町長・副町長・部長級・泉佐野消防署長・消防団長）に開催時間等連絡。 ・案件として、地震情報、被害状況、避難状況を確認し、避難所開設、自衛隊・協定先応援要請等の要請確認 **⑤泉州南消防組合、消防団と連絡調整** ・消防組合、消防団と連絡を取り、相互に状況報告。災対本部出席のため署長、団長に登庁依頼 ・消防組合…人命救助等依頼、消防団…住民に対し消防車両にて避難周知及び人命救助依頼 【資料２　連絡先】 **⑥自主防災組織と連絡** ・自主防災会と連絡を取り、被害状況・要支援者の状況を確認 【資料２　連絡先】 **⑦大阪府等への報告及び調整** ・大阪府関係機関と連絡調整。Ｏ-DIS 等において状況を随時報告。大阪府調整員と意見交換、対応協議 **⑧泉佐野警察署と連絡調整** ・配備体制等の相互情報交換…以後適宜情報交換 【資料　連絡先】	◎防災担当課の通常業務については、発災時においては災害対策業務そのものが通常業務となるものである。

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
	⑨避難所開設準備、備蓄品配布確認 ・開設担当課と現状の情報交換を行い、事前準備の共通認識を持つ。災害対策本部の決定に基づき、開設等を指示する。（ただし、津波の状況に応じて対応することになる。大津波警報解除後） ⑩災害時医療体制の確認 ・健康課と災害時医療体制について意見交換（健康課より救護所開設・医療体制状況、防災担当課より負傷者等の情報、避難所の開設予定等）	
30 分後	・必要に応じて関係機関に応援要請（健康課） ⑪災害対策本部会議開催 ・被害状況の報告…公共施設、道路、河川、水門、ライフライン、民家等 ・避難所の開設協議…津波警報解除後に開設。ただし、一時避難が長時間に及ぶ場合は対応を指示 ・自衛隊の派遣要請協議…派遣要請基準を確認し、必要に応じて町長より府知事経由で派遣要請 ・人命救助班の編成…被害状況、職員動向等により編成。防災担当課指示…部長級班長、班員は状況による。 【資料３　案件様式、資料４　自衛隊派遣要請様式】 以後、必要に応じ随時開催 ⑫災対本部の決定事項について、関係機関へ伝達。庁内には各部長が伝達	
50 分後	全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難。本部等も想定以上の津波であれば駅上広場へ避難する。	
80 分後	津波第１波到着 ⑬津波被害状況確認及び住民周知・関係機関 ・土木下水道課より報告（土木下水道課は、津波第１波の状況を把握次第防災担当課へ報告） ・各課より津波状況報告（各課は、津波到着後の影響について防災担当課へ報告する） ・津波被害状況を総括し、各関係機関に報告を行う。また災害広報担当と情報を共有し、住民へ防災行政無線等で周知を行う。 ⑭各部毎の業務対応状況 ・各部長と共同で業務管理を行う。	
180 分後	大津波警報解除 ⑮避難所開設及び一時避難所から避難所への誘導指示 以降、随時発生する諸課題について対応する。 ＊災害救助法の適用に関して、必要に応じて大阪府に確認する。	

【資料１】○被害状況確認様式

日　時　　年　　月　　日（　）　　時　　分

【被害状況】

死者	有（　　人）・　無・　不明		負傷者	有　・　無・　不明
家屋全壊	有（　　棟）・　無・　不明		半壊	有　・　無・　不明
ライフライン	電気	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	水道	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	ガス	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	電話	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	

【公共施設】

施設名	建物損壊	ライフライン被害	利用者
本庁舎	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
別館	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
ふれ愛	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
小学校	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
中学校	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
火葬祭場	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
公民館	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
エンゼル	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
浄水場	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
清掃詰所	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
なかよし	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
高砂住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
砂山住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
露の口住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
消防Ｃ	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未

【道路】

	広域緊急交通路・避難路	地域緊急交通路・避難路
被害道路	①国道 26 号線、 ②堺阪南線、 ③臨海線、④旧街道、 ⑤(府)新家田尻線	①吉見嘉祥寺線、②嘉祥寺樫井線、 ③嘉祥寺羽倉崎線、④田尻線、 ⑤新家田尻線、⑥新家田尻線 1 号、 ⑦久保田片線、⑧高野浜線、 ⑨嘉祥寺りんくうポート北線、 ⑩北りんくう線 1 号、⑪北りんくう線 2 号、 ⑫北りんくう線 5 号、⑬南りんくう線 1 号、 ⑭南りんくう線 2 号、⑮南りんくう線 3 号
被害状況		

【水道】

【その他】

【資料２】防災関係機関連絡先

機関名	通用窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号
			昼間	夜間	
指定行政機関及び指定地方行政機関					
大阪管区気象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6313	06-6949-6303	8-816-8930
岸和田海上保安署		岸和田市新港町１	072-422-3592	072-422-4999	8-240-814-8900
陸上自衛隊 第３７普通科連隊	第３科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	236・238 （夜間）302	8-240-825-8900
消防関係					
泉州南広域消防本部		泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	072-466-0119	8-447-8900
泉州南消防組合 泉佐野消防署		泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	072-466-0119	8-448-8900
泉佐野消防署 田尻出張所		泉南郡田尻町嘉祥寺 385-2	072-465-0119	072-465-0119	
府関係					
危機管理室	災害対策課	大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6941-0351	06-6944-6278	8-200-4880 （夜間） 8-200-4887
岸和田土木事務所	地域支援 ・企画課	岸和田市野田町 3-13-2	072-439-3601	072-439-3601	8-303-8910
泉州農と緑の総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2	072-439-3061	072-439-3601	8-303-8920
阪南港湾事務所		岸和田市湊緑町 4-10	072-439-5261		8-240-384-8900
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701		8-240-627-8900
警察関係					
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町 2-1-1	072-464-1234	072-464-1234	
近隣市町					
岸和田市	危機管理部 防災担当課	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9437	072-423-2121	8-502-8900
貝塚市	都市政策部 防災担当課	貝塚市畑中 1-17-1	072-433-7392	072-423-2151	8-508-8900
泉佐野市	市民公室 市民協働課	泉佐野市市場町１-295-3	072-464-3720	072-463-1212	8-513-8900
泉南市	総合政策部 防災担当課	泉南市樽井 1-1-1	072-479-3601	072-483-0001	8-528-8900
阪南市	市長公室 防災担当課	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678	072-471-5678	8-532-8900
熊取町	企画部 防災担当課	泉南郡熊取町野田 1-1-1	072-452-1001 072-452-9017	072-452-1001	8-537-8900
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深日 2000-1	072-492-2759	072-492-2001	8-539-8900
指定公共機関及び指定地方公共機関					
泉佐野郵便局	総務課	泉佐野市上町 2-8-45	072-462-0400		
西日本電信電話㈱ 大阪支店	設備部 災害対策室	大阪市中央区馬喰町 2-5-15	06-6120-4771	局番なし　113	8-240-835
大阪ガス㈱ 導管事業部 南部導管部	保安指令センター	堺市堺区住吉橋 2-2-19	072-238-2375		
関西電力㈱ 岸和田営業所		岸和田市藤井町 3-4-4	072-424-0024		
南海電気鉄道㈱ 泉佐野駅		泉佐野市上町 3-11-41	072-462-0153		
（一社）泉佐野 泉南医師会	事務局	泉佐野市湊 1-1-30	072-464-7400		

【資料３】○第　　回　田尻町災害対策本部

日　時　　年　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分

出席者　　町長、副町長、教育長、総務部長、民生部長、住民部長、事業部長、教育次長、議会事務局長、会計管理者、泉佐野消防署長、消防団長

内　容

報　告

【地震規模】

M	震源	震度

【津波情報】

発令状況		
大津波警報	津波警報	津波注意報
到達時間　　時　　分　、　発生後　　分後　、　予想津波高　　m		

【被害状況】

死者	有　・　無・　不明		負傷者	有　・　無・　不明
家屋全壊	有　・　無・　不明		半壊	有　・　無・　不明
ライフライン	電気	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	水道	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	ガス	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	
	電話	有・無・不明	吉見・嘉祥寺・りんくう・（　　）	

【公共施設】

施設名	建物損壊	ライフライン被害	利用者
本庁舎	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
別館	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
ふれ愛	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
小学校	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
中学校	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
火葬祭場	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
公民館	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
多目的グラウンド	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
エンゼル	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
浄水場	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明）、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明）、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未

清掃詰所	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
なかよし	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
高砂住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
砂山住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
露の口住宅	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未
消防Ｃ	有　・　無　・　不明 内容（　　）	電気(有・無・不明)、水道(有・無・不明) ガス(有・無・不明)、電話(有・無・不明)	有・無・不明 誘導　済・未

【道路】

	広域緊急交通路・避難路	地域緊急交通路・避難路
被害道路	①国道 26 号線、②堺阪南線、 ③臨海線、④旧街道、 ⑤(府)新家田尻線	①吉見嘉祥寺線、②嘉祥寺樫井線、③嘉祥寺羽倉崎線、 ④田尻線、⑤新家田尻線、⑥新家田尻線 1 号、 ⑦久保田片線、⑧高野浜線、⑨嘉祥寺りんくうポート北線、 ⑩北りんくう線 1 号、⑪北りんくう線 2 号、 ⑫北りんくう線 5 号、⑬南りんくう線 1 号、 ⑭南りんくう線 2 号、⑮南りんくう線 3 号
被害状況		

【水道・電気・ガス】

【その他】

【検討事項】

○自衛隊への派遣要請

○協定先への応援要請

○避難所の開設

○その他

【資料４】

田安まち第　　号
年　　月　　日

大阪府知事　　様

田尻町長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の情況及び派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

４．その他参考となるべき事項

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：秘書課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	震度６弱の地震発生 ・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難） 大津波警報発表	
	・職員２名は、職員の現状を把握する。 （課単位で職員の現状を把握する。）	
30 分後	・職員１名は、産業振興課の業務補助に加わる。	
	・職員の現状を把握についていた職員１名は、人命救助班が編成されれば、そちらに加わる。	
50 分後	業務途中でも持ち場を離れて駅上広場に避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難	
	・秘書課職員４名（人命救助班１名並びに産業振興課の業務補助１名含む。）は、駅上広場へ避難する。 ・駅上広場で職員の現状把握を行う。	
80 分後	津波第１波到着	
	・引き続き、人命救助班、産業振興課の補助、職員の現状把握に努める。	
180 分後	大津波警報解除	
	・職員１名は、町長に随行し、被害地視察等を行う。 ・職員は、引き続き職員の現状把握並びに職員の給食の手配を行う。	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：企画人権課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** 広報責任者（課長）と課員１名で、広報活動を行う。 ・津波情報、避難情報を防災行政無線による周知 ・ホームページへ災害情報を掲載する（更新可能な場合） 職員２名は、両集会所を貸出中の場合、利用者の避難誘導を行う。必要に応じて応援要請を行う。把握した被害状況を、防災担当課へ報告する。 →貸出していない場合は、集会所の確認を行なわず、産業振興課の業補助へ派遣 【資料１　被害状況確認様式】 報告完了後、課員１名は、産業振興課の業務補助へ派遣 人命救助班編成時は、課員１名派遣	ホームページ更新 （災害関係情報提供）
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて駅上広場へ避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
80 分後	**津波第１波到着**	
180 分後	**大津波警報解除** 引き続き、広報責任者は、町の被害状況把握、情報発信及びマスコミ等問い合わせ対応 ・防災行政無線により災害情報周知 ・余震、津波情報や避難所情報等の災害に関する情報 ・町ホームページの更新 両集会所（未確認の場合）の状況を確認し、防災担当課へ報告する。 引き続き、産業振興課（事業部）の業務補助 引き続き、人命救助班へ派遣 被災住民からの陳情及び相談の対応準備	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：総務課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表**	
	①来庁者の避難誘導 職員２名は、本庁舎の来庁者について、安全確認の上、なかよし学級前駐車場に避難誘導	
30 分後	②庁舎の警備及び管理 職員１名は、本庁舎及び別館並びに所管の公用車の被害状況を把握し、防災担当課に報告	
	③人命救助班への応集 防災担当課の指示に基づき、人命救助班の編成の決定があったときは、職員２名は、これに参集	
	④車両の確保、配車等 防災担当課の指示に基づき、必要な部署等への車両の配車	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
	⑤駅上広場へ避難 来庁者に駅上広場へ避難を指示	
80 分後		
180 分後	**津波第１波到着**	
	大津波警報解除	
	⑥津波被害状況確認 津波到達後の庁舎及び別館並びに所管の公用車の被害状況を把握し、防災担当課に報告	
	⑦避難所開設及び一時避難場所から避難所への誘導 災害対策本部の指示に基づき、小学校に避難所を開設 災害対策本部の指示に基づき、駅上広場から避難所に誘導	
	⑧車両の確保、配車等 防災担当課の指示に基づき、必要な部署等への車両の配車	庁舎の開庁準備（又は復旧作業） 破損物の撤去、庁舎の清掃等 関西電力、ＮＴＴ等に連絡し、復旧工事の依頼 紀陽情報システム等に依頼し、基幹系システム復旧の依頼（データの復旧、端末の調達等）
	⑨庁舎の管理・復旧等 庁舎の開庁準備（電源設備、通信設備に被害がある場合は、これら復旧のため、敷設業者等に連絡）	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：子育て・地域福祉課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表**	
5 分後	①来庁者安全確保の呼びかけ１階ロビーに誘導 ②地震の規模、津波があるかどうかの確認 ③消火活動　屋内消火栓 ④館内、管外廻り異常個所の点検 ⑤館内放送を使い、各階の館内来庁者を１階ロビーに誘導する。 ⑥各階各課１名で安否確認を行う。 子育て・地域福祉課　３・４階 高齢障害支援課　２階、健康課　　１階 ⑦被害状況の確認を行う。 子育て支援センターの被害状況を確認行う。 ⑧町内被害状況の情報把握→避難経路の検証 ⑨1 階ロビーの町民及び自主避難者（来館者）に対し駅上広場へ避難指示 ⑩上広場まで避難できない人を４階の研修室まで誘導 ⑪職員は、駅上広場へ移動	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難** 駅上広場にて ⑫民生委員、地区福祉委員等と合流 ・社会福祉協議会とともに、安否確認情報を集める。	
80 分後	**津波第１波到着**	
180 分後	**大津波警報解除** ⑬ふれ愛センターの被害状況を確認し、避難所、乳幼児世帯用避難スペース開設 ・避難者の受付　→　名簿作成 ・避難所配慮者の把握 ・高齢者、障害者、妊産婦、子ども等の状況に応じて避難場所の割振を行う。 被害があった場合…避難所開設不能な場合は本部へ連絡し、応急処置及び修繕業者へ連絡 ⑭避難所物資の確保、準備 ・水、食糧、生活用品等の用意 ・仮設トイレの設置 ⑮避難所の環境整備 ・段ボールベッド等の設置 ・空間間仕切りカーテンの設置 ⑯災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金、災害見舞金に係る相談及び受付	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：高齢障害支援課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ①各階各課１名で安否確認を行う。 子育て・地域福祉課　3・4 階 高齢障害支援課　2 階、健康課　　1 階 ②職員は、駅上広場へ移動 ・避難行動要支援者名簿・個別計画を持参して移動 ③避難行動要支援者数、身体的状況の把握 ④福祉避難所開設要請 ・要支援者の割り振り・支援者を伴い順次出発。できれば公用車で運送 ⑤土木下水道課の業務補助へ１名派遣、人命救助班編成時に１名派遣 **業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難** 駅上広場にて ⑥避難行動要支援者数、身体的状況の把握 ⑦福祉避難所開設要請 ・要支援者の割り振り・支援者を伴い順次出発。できれば公用車で運送	
50 分後		○各施設の再開に向け、各施設の被害状況を調査し、受入れ態勢を整える。 【受入れ準備】 ・施設内の安全確保 ・トイレ等、水回りの復旧 ・衛生面の確認 ・職員体制の確保 ・給食準備
80 分後	**津波第１波到着**	
180 分後	**大津波警報解除** ⑧避難行動要支援者の把握を継続 ・福祉避難所との連絡調整。要支援者への支援継続	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：健康課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** 課員全員ふれ愛センターにて役割分担し業務対応 （ふれ愛センターは津波避難ビルの指定あり） ①事業参加者の誘導 ・１階ロビーに誘導 ②救護所の整備 ・被災者への安全確保・救急対応 ・救護等に必要な物品の搬入 ・駅上広場にて救護所の開設調整 ・福祉課と、要支援者及び要配慮者の対応 ③重要書類等の持ち出し ④泉佐野保健所・泉佐野泉南医師会との連絡調整 ・町内医療機関の状況確認及び情報収集	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難** ⑤福祉課と在宅要支援者の安否確認及び支援	
80 分後	**津波第１波到着** 一時避難者の健康状態のﾁｪｯｸ及び応急手当	
180 分後	**大津波警報解除**	① 館内及び町内の被害状況を確認しながら事業再開時期を検討 ② 窓口業務は、できるだけ早期に再開 ③ 健診・教室等については、医師会や事業の関係機関等と連絡調整を行い、スケジュールの見直し及び実施に向けた準備を行う。
	⑥防災担当課より、被害状況等の情報収集 ⑦泉佐野保健所との連絡・応援要請・情報提供 ⑧泉佐野泉南医師会に救護医療体制の協力依頼と受け入れ ⑨町内医療機関等の診療状況の把握と受け入れ要請 ⑩災害保健活動の方針決定と体制の確立 ⑪被災者の安全確保・救急対応 ⑫救護所開設準備と受け入れ ⑬救護所：町内医療機関との連絡調整 負傷者や体調不良の方への対応 重傷者の搬送 避難所：福祉課と要支援者及び要配慮者への対応 避難者の健康管理・健康相談 衛生管理・環境整備 ⑭炊き出しの準備（他課メンバーと協働）	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：住民課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表**	
30 分以内	①被害状況の確認及び報告 執務室、サーバー、データ等の被害状況の確認及び報告	◎ 戸籍・住基担当　３名 保険年金担当　　１名
30 分後	②防災担当課に被害状況を確認するとともに備蓄物資の配布や必要な物資の調達等について協議 ③土木下水道課業務の補助に１名派遣 ④人命救助班編成時に職員１名を派遣	１．被害調査及び復旧 ①1 階及び地下のデータ、執務室の被害状況を確認し、業務の再開場所を検討 ②KJS、MCC、FXSS、法務局、年金事務所等関係機関との連絡調整を行い、業務の再開時期を検討
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
80 分後	**津波第１波到着**	③関係機関との調整により、物品等の供給が必要な場合は、防災担当課及び総務課と調整し、協定業者に依頼を行う。
180 分後	**大津波警報解除** ⑤　職員３名は、防災担当課と協働し、災害対策本部からの指示を受け、次の業務を行う。 ・備蓄物資の確認・調達・配布準備 ・災害対策物資及び義援物資等の受入れ及び配分 ・避難所及び住民に対する食料及び物資の配布	※通常業務の復旧は、発災後、１週間以内を目途とする。
	以降、職員の配置も含め、随時発生する諸課題について対応する。	２．火葬許可証の発行 死亡届が出た場合は、埋火葬許可証を発行する。

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：税務課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ①来庁者の安全確認及び誘導 ・来庁者の誘導について、総務課職員が屋外の安全な場所を確認次第、来庁者を誘導する。来庁者にその旨を伝え、誘導を補助する。 負傷者等の有無 ・負傷者等が出た場合は、救護措置を行う。 ②土木下水道課の業務補助へ２名派遣 ③人命救助班編成時に職員２名を派遣	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
80 分後	**津波第１波到着**	
180 分後	**大津波警報解除** ④土地、家屋等の災害状況を記録（写真等） ・税務課職員（2 名）で自転車、徒歩などで町内の土地、家屋等の災害状況を写真に記録する。 ⑤災害対策本部へ情報提供 ・写真撮影をもとに土地、家屋等の災害状況を災害対策本部へ情報提供する。 ⑥罹災証明書の発行準備 以降、随時発生する諸課題について対応する。	1 階及び執務室の被害状況を確認し、業務の再開場所を検討する。 紀陽情報システムとの連絡調整を行い、業務の再開時期を検討する。 ※通常業務の復旧は、最速の業務（課税及び収納業務）で、72 時間（3 日間）以内を目途とする。

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：生活環境課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** 職員５人は、本庁舎１階で対応。必要に応じて２名１組で課所管の現場確認及び被災者の避難誘導 ①町管理施設の被害状況の確認及び被害者の救助と安全な場所への避難誘導 ・葬祭場及び火葬場の使用状況を確認し、使用者が居る場合は、被害の状況を確認し、屋外駐車場に誘導し、駅上広場へ避難指示を行う。 ・墓地利用者の被害状況確認し、屋外駐車場に誘導し、駅上広場へ避難指示を行う。 ・環境衛生事務所及び車両等の被害状況確認。職員の被災状況確認 ②被災状況確認の結果を本部に報告 ・本課の管理施設の被害状況及び被災者の有無等を確認し、本部に報告 ③町内の環境関連施設等の被害状況の確認 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合の被災状況を確認 ・ゴミ収集委託業者及びし尿収集許可業者の被災状況確認 ・町内の汲み取り施設等の被害状況確認 ④町内の被災状況の確認の結果を本部に報告 ・本課に関係する施設の被害状況等の有無等を確認した結果をまとめる。 ・災害対策本部へ報告。内容として、①施設被害状況②施設来庁者避難誘導体制③負傷者等有無④要支援者避難状況等。【資料１　被害状況確認様式】	災害により発生したゴミの取り扱いの検討。施設組合との調整要 通常発生するゴミの収集 搬入券の発行 葬祭場及び火葬場使用予定者の調整、新規申込みの受付 火葬場が使用できない場合は、他市町の火葬場の利用可否の確認の上、受け入れ依頼を行う。
30 分後	＜勤務外＞職員参集状況報告 ⑤災害対策本部会議開催 ・被害状況の報告…本課管理公共施設、委託及び許可業者等 ＜勤務外＞職員の相互連絡及び参集依頼 ⑥被害状況の総括 ・常に災害情報を収集し、被害状況を更新・関係機関と情報交換を行い、必要に応じて職員の配備指令を行う。 **以後、常時、災害情報を収集し、情報発信するとともに、災害対策本部と情報共有に努める。** **⑦災対本部の決定事項について、部長より伝達**	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
80 分後	**津波第１波到着** ⑧津波被害状況確認及び住民周知・関係機関 ・本課の津波状況を報告（津波到着後の影響について防災担当課へ報告する） ・津波被害状況の総括について、各関係機関と情報共有を行う。 ・本課の施設の利用希望者等の調整を行う。	

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
180 分後	<u>大津波警報解除</u> **必要に応じて** １．所管施設の応急対策 ２．　泉佐野市田尻町清掃施設組合の被災状況を確認し、今後のごみ及びし尿処理の受け入れの可否について確認し、本部に報告 ３．ゴミ収集委託業者及びし尿収集許可 ４．町内の汲み取り施設等の被害状況確認 ５．防疫資材の管理及び調達 ６．災害ゴミの発生状況確認 ＊河川、港湾等は大阪府（岸和田土木、港湾局等）へ連絡を行う。その他必要に応じて、府・近隣市町村等に応援を要請する。 **指示を受けて** １．浸水地帯の防疫の準備 （クレゾール消毒液の散布、石灰の配布等を検討） ２．仮設トイレの設置 ３．被災者の遺体の収容及び安置 ※震災被害者の遺体を受け入れる必要がある場合は、葬祭場に遺体を安置する準備を行う。 以降、随時発生する諸課題について対応する。	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：会計課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** 職員２名は、本庁舎１階で対応 ①金庫等の点検、現金等の保管、公印の確認 ・金庫の開閉確認、手持ち現金の回収保管等 ②指定金融機関との連絡調整 ・状況確認の上、派出の取扱を調整 【資料１　連絡先】 ③来庁者の避難誘導（可能なら） ・総務課対応…なかよし前駐車場安全確認後総務課にて誘導、通路の負傷者有無確認、避難誘導 ④人命救助班編成時に１名派遣 ※発災後 72 時間（3 日間）は、人命救助業務を優先	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
80 分後	**津波第１波到着**	
180 分後	**大津波警報解除** 一時避難場所より本庁舎１階へ職員１名は、帰着 ⑤金庫等の点検、現金等の保管 ・金庫の開閉確認、手持ち現金の確認保管、公印や通帳の確認等 ⑥機器類の状況確認 ・電算、事務用機器類の稼働確認 ⑦指定金融機関との連絡調整 ・システム状況確認 ・入出金手続き状況確認 ・指定金融機関からの派出実施確認 ⑧窓口業務の再開時期の検討 ・①～③の結果を鑑みて総合的に判断 ⑨義援金、災害見舞金の受付、保管、支出及び記録 （ただし、支出事務は、義援金等の審査、配分決定後となるため、早急に事務を行うことはないと思われる。）	①金庫等の点検、現金等の保管 ②機器類の状況確認 ③指定金融機関との連絡調整 ④窓口業務の再開時期の検討
72 時間後	○人命救助班へ１名派遣（継続） ※発災後 72 時間（3 日間）は、人命救助業務を優先 ①災害関係資金の支出及び審査 （直ぐに事務を行うことはないと思われる。）	※通常業務の復旧は、最速の業務で、発災後、72 時間（3 日間）以内を目途とする。

資料1

発災時連絡先一覧表

	金融機関名	支店名	連　絡　先		備　考
			電話番号	FAX番号	
1	池田泉州銀行	田尻支店	072-466-0103	072-466-2141	対応状況の確認
2	紀陽銀行	羽倉崎支店	072-466-2111	072-465-5810	対応状況の確認
3	大阪泉州農業協同組合	りんくう支店	072-465-0040	072-466-8518	対応状況の確認

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：都市みどり課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ・揺れが収まってから、情報収集。 ＜勤務外＞各々が情報を判断し、自動的に参集する。	前提：大津波警報発表 田尻町へ 80 分後第１波 ※津波の規模　3.3ｍの場合 役場は、浸水区域ではない。
住宅班 車両１台 10 分後 50 分後	①津波避難ビルに指定されている高砂住宅、砂山住宅の緊急点検・巡視を実施する。 １．都市みどり課課員２名が公用車に、資材を積み込み出発 ２．エレベーターの閉じ込めがないか確認する。 ３．異常があった場合は、都市みどり課長に連絡する。 **業務途中でも持ち場を離れて駅上広場に避難する。全町民及び全職員は、基本的に駅上広場へ避難。**	
課本部 10 分後 80 分後	②課長及び課員１名は、各班の情報収集を行い、場合によっては、町本部へ協力の要請を行う。また、大阪府等の連絡調整及び情報収集を行う。 **津波第１波到着** 防災担当課と調整し、パトロール再開、待機、避難を判断する。	
課本部 車両１台	③課長及び課員１名は、被災建築物対応について大阪府へ連絡 ⇒連絡先は、田尻町地域防災計画Ｐ資－6，7 参照 ④課員は、町営住宅、町内危険箇所パトロール（2 名・都市みどり課公用車）　※2 名は、待機 パトロールの状況に応じて作業を行う。課本部へ応援を要請する。 ・住宅応急対策、入居者の避難誘導など	
180 分後 **住宅班** 車両１台	**大津波警報解除** ⑤町営住宅の被害調査及び応急対策 ⑥災害応急資材の調達及び支給 ⑦土木建築業者へ協力依頼 ⑧被災建築物応急危険度判定士の要請・受入 ⑨大阪府より委任があった場合、応急仮設住宅対策を行う。 ⇒田尻町地域防災計画Ｐ143 参照 以降、随時発生する諸課題について対応する。	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：産業振興課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	震度 6 弱の地震発生 ・身を守る行動をとる。（ヘルメ着用、机の下に避難） 大津波警報発表	前提：南海トラフ巨大地震 大津波警報発表 田尻町へ 80 分後第 1 波
	◎情報収集 ①本部より地震及び津波に関する情報を収集する。 ②大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区、漁業協同組合その他関係機関と連絡調整 ③防災担当課より携帯無線 2 台を借り受ける。	◎1 名は、課内で TEL 問合せ対応 ◎農地台帳・農地管理システム等を事務所 2 階に持って上がる。
10 分後 車両 2 台	◎農業用施設 ①課員とサポート要員と土地改良区及び水利組合役員が 2 班に分かれて、夫婦池（深井戸ポンプ含む）・尾張池の点検 ②課員とサポート要員で江永橋水門を閉鎖と片地区雨水ゲートの開放 ③上記完了後、片地区の旧街道沿い水路及び法面の状況確認。（被災状況が大規模な場合は、状況を本部に報告） ④改良区が応急措置必要と判断した場合は、本部に応援要請すると共に、改良区理事及び水利組合役員を非常招集して共同で応急対策に当たる。 ⑤ため池堤体の応急対策に必要な人員・資材を現地に配備	◎改良区事務局…理事及び水利役員との連絡・調整の任に当たる。 ◎改良区事務局…ため池用応急資材の点検を行う。
	◎漁港施設 ①課員 2 名で田尻漁港被害の確認。漁組役員に震災情報を提供するとともに、情報収集に当たる。 ②応急対策が必要な場合は、本部に応援を要請する。	
50 分後	業務途中でも持ち場を離れて避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難	
80 分後	津波第 1 波到着	
180 分後	大津波警報解除	◎調整により、物品等の供給が必要な場合は、防災担当課と調整し、協定業者へ依頼を行う。
	⇩ 以降、随時発生する諸課題について対応	

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：土木下水道課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度 6 弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表**	前提：大津波警報発表 田尻町へ 80 分後第 1 波 ※津波の規模　3.3ｍの場合 役場は、浸水区域ではない。
	①来庁者の避難誘導【2 名】 ・別館来庁者を屋外（なかよし駐車場）の安全確認後、避難誘導	
	②揺れが収まってから、課員等の安否確認及び情報収集。インターネット、水門遠隔操作パソコンの起動【1 名】	
水門班 徒歩 10 分後 40 分後	③防災担当課と連絡調整し、田尻町津波対策実施要領に基づき、水門・樋門の閉鎖を行う。 １．操作員（吉見ポンプ場委託業者）に指示 ２．土木下水道課課員 2 名と操作員 2 名が田尻川水門に徒歩にて参集し、閉鎖を行う。 （閉鎖順序）田尻川水門⇒4 門扉⇒3-2 門扉 ⇒3-1 門扉 ３．田尻町役場へ避難 ４．防災担当課へ閉鎖の報告 ５．閉鎖状況を地震発生後 30 分ごとに、「防潮施設対応状況報告書」にて港湾局へメール報告 ※「防潮施設対応状況報告書」は、港湾局から送信される。	⇒吉見ポンプ場　466-2600
道路、下水道班 車両 1 台 10 分後	④避難路、橋梁及び地下道の緊急点検調査及び下水道施設の被害調査、警戒を実施する。 １．土木下水道課課員 2 名が土木下水道課公用車に、資材を積込み出発 ２．通行に危険があると判断した場合は、通行規制を行い土木下水道課長へ連絡する。 ３．吉見ポンプ場等の下水道施設の被害状況を調査する。 ・吉見ポンプ場の機能確認を行う。 ・町内におけるマンホールの浮上状況、主要管渠（流域接続点、嘉祥寺区域接続点等）の状況の確認を行う。 ４．土木下水道課長は、警察、消防に連絡する。	
50 分後	**業務途中でも持ち場を離れて駅上広場に避難する。全町民及び全職員は、基本的に駅上広場へ避難**	
課本部 10 分後	⑤課長は、各班の情報収集を行い場合によっては、町本部へ協力の要請を行う。また、大阪府及び大阪府南部流域下水道事務所（中部水みらいセンター）等の連絡調整及び情報収集を行う。	
40 分後	⑥水防担当 防災担当課と調整し、パトロール再開、待機、避難を判断する。	
80 分後	**津波第 1 波到着** 防災担当課と調整し、パトロール再開、待機、避難を判断する。	※80 分後の津波到達予測 30 分前に職員は避難開始すること。 （大津波警報発表中は一時避難）
	⑦課長は大阪府等の連絡調整及び道路、下水道施設情報の収	

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
課本部	集。津波第１波の状況を水門監視システムで把握次第防災担当課へ報告 ・津波対策は、府港湾局。道路情報は、岸和田土木、泉佐野警察、近隣道路管理者。下水道施設情報は府下水道室 ⇒連絡先は、田尻町地域防災計画Ｐ資－6，7 参照	
車両１台	⑧課員は、道路、橋梁、下水道施設、町内危険箇所パトロール（2 名・土木下水道課公用車）　※2 名は、待機 パトロールの状況に応じて作業を行う。課本部へ応援を要請する。 ・軽微な応急対策及び障害物の除去 ・水害活動 ・道路応急対策、交通規制の実施（1 箇所・2 名） ・水防活動及び指揮 ・下水道施設機能確保の軽微な応急対策	
120 分後	⑨下水道事業における災害時支援要請等を行う。 ※必要に応じて職員の応援体制を依頼する。	
180 分後	**大津波警報解除**	○執務室の被害状況による、通常業務復旧対応を検討する。
水門班	⑩水門の開放作業 ⇒水門開放後、水門班は課本部へ報告。課本部の指示により移動。道路下水道班の応援 課本部は、防災担当課へ報告、港湾局へメールにて報告	⇩
道路下水道班 車両１台	⑪道路、橋梁等公共土木施設、下水道施設の被害調査及び応急対策 ⑫災害応急資材の調達及び支給 ⑬土木業者へ協力依頼 ⑭ライフラインの復旧交渉（関電、NTT、大阪ガス等） ⇒連絡先は、田尻町地域防災計画Ｐ資－8 参照 以降、随時発生する諸課題について対応する。	※通常業務の復旧は、最速の業務（窓口業務）で、発災後、72 時間（3 日）以内を目途とする。

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：教育管理課・一貫教育推進課・文化・教育施設建設 PT

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	震度 6 弱の地震発生 ・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難） 大津波警報発表	
5 分後	①防災担当課等からの災害情報を確認し、学校へ駅上広場への避難を指示 ②学校の避難状況、被害状況の確認及び負傷者等の救助 ※状況により、防災担当課へ応援要請	
50 分後	業務中でも持ち場を離れ駅上広場へ避難する。全町民及び町職員は基本的に駅上広場に避難	
80 分後	津波第 1 波到着	
180 分後	大津波警報解除	
	③災害情報の収集・確認及び負傷者の救助 ・各学校の被害状況の情報収集及び確認 【被害状況確認様式】による （報告内容） １．施設被害状況被害状況 ２．児童等避難誘導体制 ３．負傷者等有無 ４．その他報告事項 ・負傷者等の救助 ※状況により、防災担当課へ応援要請 ④防災担当課への状況報告 【被害状況確認様式】による ◎以下については、「避難所運営マニュアル」に準じ対応する ⑤防災担当課からの指示により、避難所（小学校）の開設準 備 ・施設の解錠 ・自主防災組織等と合流し、避難所開設準備チェックリストに基づき避難所の開設を準備する。 ・防災担当課への受入れ準備完了の報告 ⑥防災担当課からの指示により、避難所開設及び運営サポー ト ・避難者の受入れ ・避難所運営のサポート 以降、随時発生する課題について対応する	⇩ ☆避難所（小学校）の運営状況を踏まえ、授業の再開準備〔教室、給食場ほか〕

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：生涯学習課

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ①来館者の避難誘導 ・身を守る行動をとりながら、公民館利用者の安全確認及び避難誘導 ・課長は、Ｊアラート等の情報等により津波の到来状況（予測）を確認し、利用者の避難誘導先の判断（津波到来の場合は基本的に駅上広場への避難を促すが（津波到来 80 分後）、到達時間が短い場合は館内 3 階以上へ階段にて避難誘導） ・課員 1 名が館内放送を使用して利用者へ安全確保と避難方法等を伝達 ・課員 3 名で各階の利用者の被災状況や館の被害状況（出火等の有無）を確認しながら利用者の避難誘導を行う。館外へ出る際は、外壁の落下などがないか等安全確認を行う。（ヘルメット着用・エレベーターは利用しない。） ②所管施設の状況確認 ・課員 2 名は、多目的グラウンドやプール、なかよし学級の被害状況や利用者の避難誘導の状況を確認（必要に応じて現地にて確認） ③一時避難場所対応 ・館内利用者の避難誘導が終われば、課員 2 名が駅上広場へ徒歩で向かい、一時避難場所の開設及び誘導指示を行う。 ④状況報告 ・課長及び課員 1 名は、①施設被害状況②施設来庁者避難誘導体制③負傷者等有無④要支援者避難状況等を把握し、防災行政無線を使用して災害対策本部（防災担当課）へ報告。その際に特段の指示等がないか確認する。 ・公民館等施設の応急対応（火災等）が終了した場合は、2 名が駅上広場へ徒歩で向かい、避難者の誘導を行う。	⇩ ※通常業務の復旧は、最速の業務（社会教育業務）で、発災後、72 時間（3 日間）以内を目途とする。
50 分後	（駅上広場での対応） ・駅上広場周辺の被害状況調査報告 ・避難者数等状況把握及び本部連絡 ・仮設トイレ設置　［1 基、生活環境課清掃事務所車庫］	
80 分後	**業務途中でも持ち場を離れて駅上広場へ避難する。全町民及び町職員は、基本的に駅上広場へ避難** その際、津波避難ビルとして、公民館の施錠は行わない。	（なお、被害状況が少なければ、数時間後の通常業務復旧は可能）
180 分後	**津波第 1 波到着** **大津波警報解除** ・一時避難場所及び津波避難ビル（公民館）から避難所への誘導 ・その他所管施設の状況確認（歴史館・たまねぎの碑・尾張池スポーツ公園） 以降、随時発生する諸課題について対応する。	・所管団体（社会教育団体）との連絡調整

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：こども園

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度６弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ・出入り口の確保（ドア・窓などの扉を開ける） ①緊急放送設備にて児童・職員に連絡し、建物内の安全な場所にて待機 ②揺れが収まったことを緊急放送設備にて児童・職員に連絡し、園庭・所庭に避難開始 ※乳児部棟 ひよこ りす あひる うさぎ ぺんぎん （玄関前） ※幼児部棟 もも ちゅうりっぷ ゆり すみれ ひまわり うみ やま （園庭 築山前） ・非常持ち出し品の搬送及び管理 ・避難後、クラス担任が人員点呼し、異常の有無を園長に報告 ・クラスの子どもを避難させた後、建物内に残っている子がいないか確認する。確認後、園長に報告を行い、本部へ報告する。必要に応じて応援要請を行う。 ・乳児部の人数確認後、幼児部に合流する。 ③こども園の子どもを駅上広場に避難させることを本部に報告。避難人数を歳児別に報告 **先遣隊（防災担当）出発。駅上広場までの動線の安全を確認後、防災無線にて園長・所長に報告** ④先遣隊からの安全確認の報告を受け、園長は、子どもの誘導を指示する ⑤こども園児は、駅上広場に避難開始 ・２・３・４・５歳児は、２列縦隊で避難を行う。 先頭はクラス担任、後方は、介助員を配置する。 ０・１歳児は、避難用バギーを使用する。 ⑥こども園児、駅上広場への避難完了 ・避難完了後、人員点呼し異常の有無を園長に報告 ⑦こども園児が駅上広場に避難完了したことを本部に防災無線にて報告	
80 分後	**津波第１波到着** ⑧順次、保護者による迎え ・連絡カードによる確認の上、引き渡し ・全員の迎えが来るまで職員が待機 （避難所が開設されたら子どもとともに移動）	

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
180 分後	<u>大津波警報解除</u> ・こども園施設全体の状況を確認し、教育委員会へ報告 ・重要書類の保護 ・保護者からの問い合わせ等の対応 （ＰＴＡ会長に状況説明し、今後の対応を報告） ・乳幼児世帯用避難スペースの設置の検討	◎<u>再開準備</u> ・保育室内の安全確保 ・トイレ、手洗いなど水回りの復旧 ・衛生面の確認 ・給食準備 ・受け入れ職員体制の整備 ・保護者への保育再開の連絡 ※施設的に異常があれば、閉鎖。開所・開園準備ができ次第、再開する。

発災時の業務対応詳細計画及び通常業務復旧詳細計画

課名：議会事務局

	発災時における業務対応の詳細（時系列）	通常業務復旧対応業務（時系列）
発災	**震度 6 弱の地震発生** **・身を守る行動をとる。（ヘルメット着用、机の下に避難）** **大津波警報発表** ①来庁者の避難誘導 ・来庁者の誘導について、総務課職員が屋外の安全な場所を確認次第、来庁者を誘導する。3 階来庁者にその旨を伝え、誘導を補助する。 ②情報収集し、議会議員との連絡調整 ・各議員の安否・居所・連絡先の確認 ↓ ③一時避難場所（駅上広場）対応 ・移動無線を持って一時避難場所へ向かう。道中の被害状況を本部へ報告する。 ・一時避難場所（駅上広場）において議会議員、自主防災組織等と連携して被災者への指示誘導、整理を行う。 ・情報収集し、状況に合わせ適宜行動する。必要に応じて本部に報告	①役場庁舎 3 階フロアー（議場等）の被害状況を確認。 ⇩
30 分後	○局長は、災害対策本部会議へ出席 ④一時避難所（駅上広場）状況報告 ・一時避難場所の状況を本部に報告する。 ・本部会議での決定事項に従い行動 ・一次避難所対応の各議員等と連携 ⇩ 以降、情報収集の上、議員との連絡調整を行い、状況に応じて対応	※一次避難所（駅上広場）の役割が概ね終了段階になってから次のことに取組む。 ②事務室・事務機器（録音装置）の損壊状況を見て使用の可否を確認 ③業務の作業場所の確保 ④議会等の開催場所の確保 ※通常業務復旧は、施設や事務機器等の使用が可能として、発災後 72 時間（3 日間）以内を目途とする。
80 分後	**津波第 1 波到着**	
180 分後	**大津波警報解除**	

第４　田尻町職員 人命救助班編成

田尻町職員　災害時における人命救助班編成

「災害発生から 72 時間（3 日間）以内は、人命の救助を最優先する。」という観点から、田尻町においては、本来の災害対応業務とは別に、人命の救助活動を行う「人命救助班」を編成し、消防・警察・自衛隊等の業務の補助を行うこととする。

担当課	秘書課（1 名）、企画人権課（2 名）、総務課（2 名）、子育て・地域福祉課（1 名）、高齢障害支援課（1 名）、住民課（1 名）、税務課（2 名）、生活環境課（2 名）、会計課（1 名）、教育管理課・一貫教育推進課（2 名） **計 15 名**
業務内容	・消防・警察・自衛隊等の救助部隊へ被害場所の情報伝達 ・消防・警察・自衛隊等の現場への案内等の後方支援 ・その他、人命救助に係る業務
体制	安全安心まちづくり推進局が指揮命令を行い、必要に応じて招集を行う